

○警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

昭和 29 年 12 月 21 日

警察本部訓令第 16 号

警 察 本 部 長

警察官に協力援助した者の災害給付取扱細則を次のように定める。

警察官の職務に協力援助した者の災害給付の実施に関する訓令

(目的)

第 1 条 この訓令は、警察官の職務に協力した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号。以下「法」という。）及び警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する条例（昭和 50 年埼玉県条例第 60 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、県が行う給付の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(災害発生報告)

第 2 条 法第 2 条に規定する災害が発生した場合には、その協力援助を受けた警察官を指揮する部署の長及び災害発生に伴い人命の救助を行つた場所を管轄する部署の長は、警察本部長（以下「本部長」という。）に対し、速やかに協力援助者災害発生報告書（様式第 1 号）を提出しなければならない。

2 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（昭和 27 年政令第 429 号。以下「令」という。）第 2 条第 8 号の規定に該当するものと認めた災害が発生した場合は、その発生地を管轄する警察署長は、本部長に対し、速やかに協力援助者災害発生報告書（様式第 1 号）に必要な資料を添えて提出するものとする。

(認定及び通知)

第 3 条 本部長は、前条の報告を受けたときは、その災害が法第 2 条に規定する協力援助又は災害発生に伴い人命の救助をしたための災害であるかどうかの認定を行い、そのための災害であると認定したときは、速やかに災害給付通知書（様式第 2 号）による書面により給付を受けるべき者に、そうでないと認定したときは電話その他の方法によりその者に、それぞれ前条に規定する部署の長を経て通知するものとする。令第 10 条の 2 第 1 項後段（令第 10 条の 7 第 6 項において準用する場合を含む。）、第 10 条の 3 第 1 項後段、第 10 条の 4 第 2 号、第 12 条の 2 若しくは附則第 2 条第 1 項若しくは第 2 項

の規定により給付を受けるべき者が生じた場合又は令第9条第2項の規定の適用を受ける胎児であつた子が出生により遺族給付年金を受ける権利を有する者となつた場合においても、同様とする。

- 2 本部長は、前条第2項に規定する災害発生報告書を受理したときは、これを審査し、令第2条第8号の規定に該当するものと認めたときは、第3条第2項による災害発生報告書（様式第3号）に必要な資料を添えて公安委員会に提出するものとする。

（医療機関等の指定）

- 第4条 本部長は、法第5条第1項第1号に規定する療養の給付を行うため、あらかじめ病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者（居宅を訪問することによる療養上の世話又は必要な診療の補助の事業を行う者をいう。以下同じ。）を指定することができる。

（年金以外の給付の支給決定方法）

- 第5条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金以外の給付を受けようとする者は、給付の種類に応じ、それぞれ、次の各号に定める給付の請求書を本部長に提出するものとする。ただし、第4条の規定により指定された病院、診療所、薬局又は訪問看護事業者において療養を受ける場合の療養の給付については、この限りでない。

- (1) 療養給付請求書（様式第4号）
- (2) 障害給付一時金請求書（様式第5号）
- (3) 介護給付請求書（様式第5号の2）
- (4) 遺族給付一時金請求書（様式第6号）
- (5) 葬祭給付請求書（様式第7号）
- (6) 未支給の給付請求書（様式第8号）
- (7) 休業給付請求書（様式第9号）

- 2 介護給付請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、第2回目以降の請求書を提出する場合は、介護を要する状態に変更がないときは第1号に掲げる書類の添付を、介護に従事した者に変更がないときは第3号に掲げる書類の添付を、それぞれ省略することができる。

- (1) 常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写し
- (2) 令第7条の2第2項第1号又は同項第3号の規定の適用を受けようとするときは、介護を受けた年月日及び時間並びに当該介護に要する費用として支出された額を証明する書類
- (3) 令第7条の2第2項第2号又は同項第4号の規定の適用を受けようとするときは、親族又はこれに準ずる者から介護を受けたことを示す書類

3 遺族給付一時金請求書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡（令第12条の規定により死亡と推定された場合を含む。以下この項及び第7条において同じ。）に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第1号に掲げる書類の添付を省略することができる。

- (1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 請求者の氏名、本籍及び協力援助者との続柄又は関係に関する市町村長（東京都の区のある地域及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあつては区長。以下同じ。）の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (3) 請求者が、婚姻の届出をしてないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類
- (4) 遺族給付年金を受けることができる遺族がなく、かつ、請求者に令第10条の5の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類
- (5) 請求者が、令第10条の5第1項第2号の規定に該当する者であるときは、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (6) 請求者が、令第10条の5第1項第3号の規定に該当するものであるときは、協力援助者の死亡の当時主としてその収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類
- (7) 請求者が、令第10条の5第3項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類

4 未支給の給付請求書には、次の各号に掲げる書類又は資料を添付するものとする。ただし、請求者が未支給の給付と併せて遺族給付を請求する場合においては、当該遺族給付を請求するために提出すべき書類又は資料と同じ書類又は資料については、その添付を省略することができる。

- (1) 死亡受給権者（給付を受ける権利を有する者が死亡した場合における当該死亡した者をいう。以下同じ。）の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他死亡受給権者の死亡の事実を証明することのできる書類又はその写し
- (2) 未支給の給付が遺族給付年金以外の給付であるときは、次に掲げる書類
 - ア 請求者の氏名、本籍及び死亡受給権者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
 - イ 請求者が死亡受給権者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを認めることのできる

書類

ウ 請求者が、婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(3) 請求者が、配偶者（婚姻の届出をしていないが、死亡受給権者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。）以外の者であるときは、令第 12 条の 2 第 2 項の規定による先順位者のないことを証明することのできる書類

(4) 死亡受給権者が第 1 項又は第 7 条の規定による請求をしなかつたときは、当該請求を行うこととした場合に必要書類その他の資料

5 本部長は、第 1 項に規定する給付の請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（様式第 10 号）により通知するものとする。

（療養給付及び休業給付の支給方法）

第 6 条 本部長は、療養給付として支給する費用及び休業給付については、毎月 1 回以上支給するようにするものとする。

（年金たる給付の支給決定方法）

第 7 条 傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金（以下「年金たる給付」という。）を受けようとする者は、傷病給付年金請求書（様式第 10 号の 2）、障害給付年金請求書（様式第 11 号）又は遺族給付年金請求書（様式第 12 号）を本部長に提出するものとする。

2 遺族給付年金請求書には、次の各号に掲げる書類及び資料を添付するものとする。ただし、その請求書の提出前に、当該給付の事由となつた協力援助者の死亡に係る遺族給付年金の支給が行われていたときは、第 1 号及び第 3 号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(1) 協力援助者の死亡診断書、死体検案書、検死調書その他協力援助者の死亡の事実を証明することのできる書類又は写

(2) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族の氏名、本籍及び協力援助者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書

(3) 請求者及び請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた事実を認めることのできる書類

(4) 請求者又は請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が令第 9 条第 1 項第 4 号に規定する状態にある者であるときは、その者が協力援助者の死亡の当時から引き続きその状態にあることを証明することのできる医師の診断書その他の書類及び資料

(5) 請求者が婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることのできる書類

(6) 請求者以外の遺族給付年金を受けることができる遺族が請求者と生計を同じくしているときは、その事実を認めることのできる書類

3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかにこれを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（金融機関の届出等）

第7条の2 年金たる給付を金融機関で受け取ることを希望する者は、年金受給金融機関届出書（様式第12号の2）を本部長に提出するものとする。

2 前項の規定による届出をした者が、届出に係る金融機関を変更する場合には、速やかに、年金受給金融機関変更届出書（様式第12号の3）を本部長に提出するものとする。

（年金証書）

第8条 本部長は、年金たる給付の支給に関する通知をするときは、当該給付を受けるべき者に、あわせて協力援助者年金証書（様式第13号）を交付するものとする。

2 本部長は、既に交付した年金証書の記載事項（年金の額に係る記載事項を除く。）を変更する必要がある場合には、新たな証書を交付するものとする。

3 年金証書の交付を受けた者は、その証書を亡失し、又は著しく損傷したときは、年金証書再交付請求書（様式第14号）に亡失の理由を明らかにすることができる書類を添えて、証書の再交付を本部長に請求することができる。（障害の程度の変更）

第9条 本部長は、令第6条の2第4項又は第7条第9項に規定する場合には、新たに行うべき傷病給付又は障害給付に関する決定を行い、速やかに、当該給付を受ける者に傷病給付変更決定通知書（様式第14号の2）又は障害給付変更決定通知書（様式第15号）により通知するものとする。

2 前項の決定を受けようとする者は、傷病給付変更請求書（様式第15号の2）又は障害給付変更請求書（様式第16号）を本部長に提出するものとする。

3 前項の傷病給付変更請求書又は障害給付変更請求書には、障害の程度に変更があつた時期及び変更後の傷病等級又は障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付するものとする。

（年金たる給付の額の改定の通知）

第10条 本部長は、年金たる給付の額が改定されることとなるときは、当該年金たる給付を受ける者に

対し、年金額変更決定通知書（様式第 17 号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

第 11 条 削除

（過誤払による返還金債権への充当の通知）

第 11 条の 2 本部長は、令第 10 条の 11 の規定により、年金たる給付の過誤払による返還金債権に係る債務の弁済をすべき者に支払うべき給付の支払金の金額を当該過誤払による返還金債権の金額に充当したときは、当該給付を受ける者に速やかに書面でその旨を通知するものとする。

2 前項の通知には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- （1） 過誤払による返還金債権に係る年金たる給付の種類及び当該過誤払による返還金債権の金額
- （2） 支払うべき給付の種類、当該給付の支払金の金額及び当該金額のうち前号の金額に充当した金額
（障害給付年金差額一時金等の支給に関する暫定措置）

第 12 条 障害給付年金差額一時金、障害給付年金前払一時金又は遺族給付年金前払一時金の支給を受けようとする者は、それぞれ、障害給付年金差額一時金請求書（様式第 20 号）、障害給付年金前払一時金請求書（様式第 20 号の 2）又は遺族給付年金前払一時金請求書（様式第 20 号の 3）を本部長に提出するものとする。

2 障害給付年金差額一時金請求書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- （1） 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡診断書その他その者の死亡を証明する書類
又はその写し
- （2） 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者と障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者との続柄に関し市町村長が発行する証明書
- （3） 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる遺族である場合には、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時その者と生計を同じくしていたことを証明する書類
- （4） 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が、婚姻の届出をしていないが、障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者であるときは、その事実を認めることができる書類
- （5） 障害給付年金差額一時金を受ける権利を有する者が令附則第 2 条第 4 項において準用する令第 10 条の 5 第 3 項に規定する遺言又は予告で特に指定された者であるときは、これを証明することのできる書類
- （6） 障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者が死亡前に第 8 条の規定による請求をしていなか

つたときは、その者が当該請求を行うものとした場合に必要な書類その他の資料

- 3 本部長は、第1項に規定する請求書を受理した場合には、速やかに、これを審査し、支給に関する決定を行い、請求者に給付決定通知書（様式第10号）により通知するものとする。

（障害給付年金等の支給停止終了の通知）

第12条の2 本部長は、令附則第3条第5項（令附則第4条第4項において準用する場合を含む。）の規定による障害給付年金又は遺族給付年金の支給の停止が終了したときは、当該障害給付年金を受ける権利を有する協力援助者又は当該遺族給付年金を受ける権利を有する者に対し、年金支給停止期間満了通知書（様式第21号）により、速やかにその旨を通知するものとする。

（端数の整理）

第13条 令第7条第8項第2号の規定により障害給付年金の額から障害給付一時金の額を控除する場合において、当該障害給付一時金の額を25で除して得た額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（遺族給付年金の請求等の代表者）

第14条 遺族給付年金を受ける権利を有する者が2人以上あるときは、これらの者は、そのうち1人を第7条第1項に規定する請求書の提出及び遺族給付年金の受領についての代表者に選任することができる。

- 2 遺族給付を受ける権利を有する者は、前項の規定により代表者を選任し、又はその代表者を解任したときは、速やかに書面でその旨を本部長に届け出るものとする。この場合には、その代表者を選任し、又は解任したことを証明することのできる書類を添付するものとする。

（所在不明による支給停止の申請等）

第15条 令第10条の3第1項の規定により遺族給付年金の支給の停止を申請する者は、遺族給付年金支給停止申請書（様式第22号）を本部長に提出するものとする。

- 2 令第10条の3第2項の規定により遺族給付年金の支給の停止の解除を申請する者は、遺族給付年金支給停止解除申請書（様式第23号）及び年金証書を本部長に提出するものとする。

- 3 本部長は、前2項の規定による申請に基づき遺族給付年金の支給を停止し、又は支給の停止を解除したときは、当該申請を行つた者に書面でその旨を通知するものとする。

（定期報告等）

第16条 2年以上療養給付を受ける者又は年金たる給付を受けている者は、毎年2月1日から同月末日までの間にその療養若しくは障害の現状又は遺族給付年金の支給額の算定の基礎となる遺族の現状に

関し、療養・障害現状報告書（様式第 24 号）又は遺族の現状報告書（様式第 25 号）を本部長に提出するものとする。ただし、本部長があらかじめその必要がないと認めて通知した場合は、この限りでない。

第 16 条の 2 療養給付を受けている者で、療養の開始後 1 年 6 月を経過した日において、負傷又は疾病が治っていないものは、同日後 1 月以内に、その療養の現状に関し、前条の療養・障害現状報告書を本部長に提出するものとする。

2 本部長は、前項に規定する者から、必要の都度、同項の報告を求めることができる。

（届出）

第 17 条 年金たる給付を受けている者は、次の各号に掲げる場合には、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

（1）氏名又は住所を変更したとき。

（2）傷病給付年金及び障害給付年金を受けている者にあつては、その者の障害の状態が既に認定されている障害の程度に該当しなくなったとき。

（3）遺族給付年金を受ける者にあつては、次に掲げるとき。

ア 令第 10 条第 4 項第 2 号に該当するに至つたとき。

イ 令第 10 条の 2 第 1 項（同項第 1 号及び第 5 を除く。）の規定により、その者の遺族給付年金を受ける権利が消滅したとき。

ウ その者と生計を同じくしている遺族給付年金を受けることができる遺族の数に増減を生じたとき（その遺族に令第 10 条の 2 第 1 項第 5 号に該当するに至つた者が生じたときを除く。）。

2 給付を受ける権利を有する者が死亡した場合には、その者の遺族は、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

3 前 2 項（第 1 項第 1 号を除く。）の届出をする場合には、当該書面にその事実を証明することのできる書類その他の資料を添付するものとする。

第 17 条の 2 介護給付を受けている者は、常時介護を要する状態又は随時介護を要する状態のいずれにも該当しなくなった場合には、その事実を証明する資料を添えて、速やかに、書面でその旨を本部長に届け出るものとする。

（更正決定）

第 18 条 給付を受けるべき者は、本部長が行つた協力援助をしたための災害の認定、療養の方法、給付金額の決定その他給付の実施について異議のあるときは、次に掲げる事項を記載した給付更正決定申

請書（以下「申請書」という。）を本部長に提出して、その更正決定を申請することができる。

- (1) 協力援助者の住所、職業、氏名及び生年月日
- (2) 協力援助を受けた警察官の所属部署、官職名及び氏名
- (3) 災害発生の日時及び場所
- (4) 給付を行う者の官職及び氏名
- (5) 給付に関する通知の要旨及び年月日
- (6) 申請の要旨
- (7) 申請の年月日
- (8) 申請者の住所、職業及び氏名
- (9) 申請者が協力援助者以外の者であるときは、その続柄又は関係

2 前項の申請書には、書類、記録その他の決定に必要な資料を添付するものとする。

第 19 条 本部長は、前条に規定する申請があつたときは、その内容を審査し、決定の結果を書面で申請者に通知するものとする。

2 決定書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 決定
 - (2) 請求の要旨
 - (3) 決定の理由
- (助力と証明)

第 20 条 第 2 条に定める者及び給付事務を行う者は、給付を受けるべき者が行う給付の請求の手續に、積極的に助力しなければならない。

2 第 2 条に定める者は、給付を受けるべき者の要求に応じ、速やかに必要な証明をしなければならない。

附 則

この細則は、公布の日から施行し、昭和 29 年 7 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 34 年 6 月 19 日警察本部訓令第 10 号）

この細則は、公布の日から施行し、昭和 34 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 36 年 6 月 2 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 36 年 4 月 13 日から適用する。

附 則（昭和 42 年 12 月 1 日警察本部訓令第 26 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 46 年 6 月 10 日警察本部訓令第 15 号）

この訓令は、昭和 46 年 6 月 10 日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 3 月 20 日警察本部訓令第 8 号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 50 年 3 月 12 日から適用する。

附 則（昭和 50 年 7 月 11 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 50 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（昭和 52 年 6 月 21 日警察本部訓令第 12 号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和 52 年 5 月 18 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 3 月 31 日警察本部訓令第 11 号）

この訓令は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行し、昭和 56 年 12 月 22 日から適用する。

附 則（昭和 57 年 11 月 16 日警察本部訓令第 18 号）

この訓令は、昭和 57 年 11 月 16 日から施行し、昭和 57 年 10 月 1 日から適用する。

附 則（平成 6 年 12 月 26 日警察本部訓令第 30 号）

この訓令は、平成 7 年 1 月 1 日から施行し、平成 6 年 11 月 24 日から適用する。

附 則（平成 8 年 8 月 20 日警察本部訓令第 15 号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。ただし、別記様式第 13 号の改正規定中支払期月に係る部分については、平成 8 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 4 月 7 日警察本部訓令第 15 号）

この訓令は、平成 11 年 4 月 12 日から施行する。

附 則（平成 12 年 3 月 31 日警察本部訓令第 16 号）

この訓令は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 2 月 28 日警察本部訓令第 6 号）

この訓令は、平成 14 年 3 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 21 日警察本部訓令第 49 号）

この訓令は、平成 18 年 9 月 21 日から施行する。

附 則（令和 3 年 2 月 12 日警察本部訓令第 3 号）

1 この訓令は、令和 3 年 2 月 12 日から施行する。

- 2 この訓令の施行の際、この訓令による改正前の様式による用紙で、現に存在するものは、なお使用することができる。

(表面)

(給付を実施する者の官職氏名) 報告年月日 年 月 日	文書番号 務第 号
	(協力援助を受けた者を指揮する部署の長の官職氏名)
	協力援助者の災害が下記のとおり発生したので報告します。

1 協力援助を受けた者 官職階級 氏名 (年 月 日生)
2 協力援助者 住所 氏名 (年 月 日生) 職業 ☐ 男 ☐ 女
3 給付を受けるべき者 住所 氏名 (年 月 日生) 職業 協力援助者との続柄又は関係
4 災害発生場所
5 災害発生の日時 年 月 日 午 時 分頃

(裏面)

6 災害発生の原因及びその状況		
7 傷病名	8 傷病の部位	9 傷病の程度
10 医師の意見、剖検記録等災害が協力援助によるものであるかどうかを認定 するため参考となる事項		
11 医師の証明 7 から 9 までに記載した事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 所 在 地 病院又は診療所の名称 医師の氏名		

- (注) 1 各項の欄内に記入できないときは、別紙としてもよい。
- 2 添付された診断書等に 7 から 9 まで及び 10 に掲げる事項が記載されているときは、11 の医師の証明は省略してもよい。
- 3 政令第 2 条第 8 号に該当すると認められる災害については、その旨を題の末尾に括弧を付して記入すること。

様式第 2 号 （第 3 条関係）（表面）

通知年月日	年 月 日	通知番号	第 号
-------	-------	------	-----

(給付を受けるべき者)

住所

氏名 殿

(給付を実施する者の官職氏名)

印

災 害 給 付 通 知 書

あなたは、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）の規定により、下記の災害に対する給付を受けることができますので、通知します。

記

1 災害を受けた者

住 所

氏 名 (年 月 日生)

□男

□女

2 傷病名

3 災害発生年月日 年 月 日

- あなたが受けることができる給付の内容

(1) 療養給付

ア 診 察 イ 薬剤又は治療材料の支給
ウ 処置、手術その他の治療
エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護
カ 移 送

なお、傷病給付を受ける場合には、休業給付を受けることができません。

なお、この場合の年金の支給は、一定期間停止されることになります。

協力援助したために受けた負傷又は疾病の療養のため従前得ていた収入が得られないときは、その期間、給付基礎額の 100 分の 60 に相当する金額の休業給付を受けることができます。

(1) 遺族給付

注 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令（抄）

第9条 遺族給付年金を受けることができる遺族は、協力援助者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、協力援助者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹であつて、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していたものとする。ただし、妻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。）以外の者にあつては、協力援助者の死亡の当時に掲げる要件に該当した場合に限るものとする。

- (1) 夫(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含む。以下同じ。)、父母又は祖父母については、60歳以上であること。
- (2) 子又は孫については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること。
- (3) 兄弟姉妹については、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあること又は60歳以上であること。
- (4) 前3号の要件に該当しない夫、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹については、国家公安委員会規則で定める障害の状態にあること。

- 2 協力援助者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、前項の規定の適用については、将来に向かつて、その子は、協力援助者の死亡の当時その収入によつて生計を維持していた子とみなす。

- 3 遺族給付年金を受けるべき遺族の順位は、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹の順序とし、父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。

なお、この場合、年金の支給は、一定期間停止されます。

(4) 障害給付年金差額一時金

(注) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令附則第2条(抄)

障害等級	額
1 級	給付基礎額に 1,340 を乗じて得た額
2 級	給付基礎額に 1,190 を乗じて得た額
3 級	給付基礎額に 1,050 を乗じて得た額
4 級	給付基礎額に 920 を乗じて得た額
5 級	給付基礎額に 790 を乗じて得た額
6 級	給付基礎額に 670 を乗じて得た額
7 級	給付基礎額に 560 を乗じて得た額

あなたが給付の受給権者の遺族であつて、死亡した受給権者に支給されるべき給付でまだ支給されなかつた分がある場合は、その未支給分の給付を受けることができます。

協力援助者災害認定報告書

警察庁長官 殿	報告年月日	年 月 日		
	文書番号			
	(管区警察局長等)			
下記のとおり協力援助者の災害を認定したので報告します。				
1 協力援助を受けた者 所 属 官職階級及び氏名				
2 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 職 業				
3 給付を受けるべき者 住 所 氏 名 (年 月 日生) 協力援助者との続柄又は関係				
4 災害発生場所	5 災害発生の日時 年 月 日 午前 午後 時頃			
6 死亡又は傷病の別、傷病名、傷病の部位及びその程度				
7 災害発生の原因及び詳細な状況				
8 その他参考となる事項				

(注) 各項の欄内に記入できないときは別紙としてもよい。

療 養 給 付 請 求 書

(1)

		請求回数	第 回
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり療養給付を請求します。		請求年月日	年 月 日
		(請求者) 住 所 氏 名	
(給付費用の受領委任) この請求者による療養給付の費用の受領を 氏 名 に委任します。			
(委任に基づく支払請求) 上記委任に基づき、この請求書による療養給付の費用の支払いを請求します。 支払請求者の 住 所 氏 名			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日 午 時 分頃			
3 診 察 費	内訳は「9 医師の証明」欄記載のとおり		円
4 調 剤 費	内訳は「10 薬剤師の証明」欄記載のとおり		円
5 看 護 料	☐ 訪問看護 内訳は「11 訪問看護事業者の証明」欄記載のとおり		円
	年 月 日 年 月 日 日間 看護師の資格		円
6 移 送 費	(交通費) ☐ 片道 から まで キロメートル ☐ 往復 回 (その他の移送費)		円 円
7 上記以外の療養費			円
8 療養給付請求金額			円
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円
			添付書類 枚

- (注) 1 ※印欄には記入しないこと。該当する□にレ印を記入すること。
- 2 「(給付費用の受領委任)」の欄には、診療に当たった医師若しくは医療機関、調剤に当たった薬剤師若しくは薬局又は訪問看護を行った訪問看護事業者に療養給付の費用の受領を委任しようとする場合のみ記載し、その他の場合には、記入しないこと。
- 3 「5 看護料」及び「6 移送費」については、訪問看護の場合を除き、費用の領収書又はこれに代わる証明書及び明細書を添付すること。
- 4 「7 上記以外の療養費」の欄には、その領収書及び明細書を添付すること。
- 5 (2)、(3)又は(4)の用紙の記入に代えて同様事項を記載した医師、薬剤師、柔道整復師又は訪問看護事業者の証明書を添付してもよい。

※ 9 医師の証明			(患者氏名)	
傷 病 名				(診療期間)
傷 病 の 経 過		年 月 日から 年 月 日まで 日間		
(現在の状態)		☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 転医 ☐ 中止 ☐ 継続中		診療実日数 日
診療費の内訳				金 額(円)
診 察	初 診			
	再 診			
	往 診			
	指 導			
投 薬	内 服 屯 服 外 用	(処方内容・使用量等)		
注 射	皮 下 筋 肉 静 脈 内 そ の 他			
手術・ 処置・ 麻酔	(処置名・手術名・回数等)			
				(手術施行年月日) 年 月 日
検 査	(検査名・回数等)			
レント ゲン	透 視 診 断 写 真 診 断 撮 影 造 影 剤	(使用フィルム・回数等)		
そ の 他	(治療名・回数等)			
入 院	入 院 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
	基準 給食	看特 2	入院料 (室料・看護料・給食料)	
	普通 給食	看特 1		
		看 1		
	基準 寝具	看 2		
	看 3			
そ の 他		入院時医学管理料		
診 療 費 の 合 計				円
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 病院又は診療所の { 所在地 名 称 医師氏名				

※10 薬剤師の証明				(患者氏名)						
所在地 処方せんを交付した病院又は診療所の名称 医師氏名										
調剤期間		年	月	日から	年	月	日まで	日間	調剤実日数	日
										金額 (円)
処方月日	調剤月日	剤型	処	方	調剤数量	薬剤価格	調剤手数料			
月 日	月 日					円	円			
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
月 日	月 日									
調剤費の合計										円
処方せんの枚数										枚
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 薬局の { 所在地 名 称 医師氏名										

※11 訪問看護事業者の証明		(患者氏名)	
傷 病 名		(訪問看護期間)	
傷病の経過		年 月 日から 年 月 日まで 訪問看護の回数 回	
基 本 療 養 費	保健師、看護師、理学療法士、作業療法士	指示年月日 年 月 日	
	円 × 回 円	主治医への直近報告年月日 年 月 日	
	准看護師	訪 問 日	
	円 × 回 円	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31	
管理療養費	初 日 円 2回目以降 回 円		
情報提供 療 養 費	円	提供した情報の概要	
		情報提供先の市（区）町村の名称	
ターミナル ケア療養費	円 死亡年月日 年 月 日	(備 考)	
合 計	円		
訪問看護を指示した医療機関の名称及び主治医の氏名 医療機関の名称 主 治 医 氏 名			
上記の事項は、事実と相違ないことを証明します。 年 月 日 訪問看護事業者の { 所在地 名 称 代表者氏名			

障 害 給 付 一 時 金 請 求 書

（表

面）

（給付を実施する者の官職氏名） 殿 下記のとおり障害給付一時金を請求 します。		請求年月日	年 月 日
		（請求者） 住 所 氏 名	
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 治癒年月日 年 月 日	
4 障害等級		第 級	
5 障害の部位及びその程度			
6 既存障害とその程度			
7 障害給付一時金請求金額 （給付基礎額） (倍 数) 円 × = 円			
8 添付する書類その他の資料名			
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

(裏面)

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名				

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第5号の2 (第5条関係)

介護給付請求書

				請求回数	第 回
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり介護給付を請求します。		請求年月日	年 月 日		
		(請求者) 住 所 氏 名			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日					
3 受けている年金の種類 ☐ 傷病給付年金 (傷病等級 級第 号) ☐ 障害給付年金 (障害等級 級第 号)			4 年金証書の番号 第 号		
5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態			6 介護を要する状態の区分 ☐ 常時介護を要する状態 ☐ 随時介護を要する状態		
7 請求内容	請求対象年月	介護に要する費用として支出した額	親族等から介護を受けた日の有無	請 求 月 額	
	年 月	円	☐ 有 ☐ 無	円	
	年 月	円	☐ 有 ☐ 無	円	
8 介護を受けた場所 ☐ 自宅 ☐ 病院・施設等 (名称 :) 入院 (入所) 期間 年 月 日～ 年 月 日					
9 親族等で介護に従事した者	氏 名	請求者との続柄又は関係	請 求 者 が 介 護 を 受 け た 期 間		
			年 月 日～ 年 月 日		
			年 月 日～ 年 月 日		
			年 月 日～ 年 月 日		
10 介護給付請求金額					
11 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日	
				※決定金額 円	

注1 ※印の欄には記入しないこと。該当する□に✓印を記入すること。

2 「5 障害の部位及びその程度並びに当該障害に伴う日常生活の状態」の欄については、第1回目の請求を行う場合及び第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更があった場合にのみ記入することとし、記入事項が添付する医師等の証明書又はその写しの記載事項と同じであるときは「証明書のとおり」と記入すること。

3 この請求書には、常時又は随時介護を要する状態にあることを示す医師等の証明書又はその写しその他必要な書類を添付すること。ただし、第2回目以降の請求において介護を要する状態に変更がない場合は、医師等の証明書又はその写しを添付しなくてもよい。

遺族給付一時金請求書

(表

面)

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の遺族給付一時金を請求します。				請求年 月 日	年 月 日	
				(請求者) 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係		
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)						
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日				3 死亡年月日 年 月 日		
4 遺族給付一時金請求額の計算	受給権者の氏名	生年月日	協力援助者との続柄又は関係	$\left(\begin{array}{c} \text{給付} \\ \text{基礎額} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{c} \text{支給された年金及び前払一時金の額の合計} \end{array} \right)$ $= \text{円}$		
	遺族給付年金が支給されていた場合	年金の受給権者であった者の氏名		年金証書の番号	支給された年金額の合計 (支給された前払一時金の額)	
					円	
					円	
					円	
	遺族給付年金前払一時金が支給されていた場合				円	
総 計				円		
5 遺族給付一時金請求金額 円						
6 添付する書類その他の資料名						
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日		
				※決定金額 円		

(裏面)

※ 7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間にある子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名				

(注) ※印の欄には記入しないこと。

様式第7号（第5条関係）

葬 祭 給 付 請 求 書

(表面)

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり葬祭給付を請求します。		請求年月日	年 月 日
		(請求者) 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係	
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日		3 死亡年月日 年 月 日	
4 葬祭給付請求金額 (給付基礎額) (A) 円 + 円 ×30= 円 (給付基礎額) (B) 円 ×60= 円 (A) (B) のうち 高い方の金額 (A) (B) 円			
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

(裏面)

※ 5 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名				

(注) ※印の欄には記入しないこと。

様式第 8 号 （第 5 条関係）

未 支 給 の 給 付 請 求 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり未支給の給付を請求します。	請求年月日	年 月 日	
	(請求者) 住 所 氏 名 死亡した受給 権者との続柄		
1 協力援助者 住 所 氏 名			
2 死亡した受給権者 氏 名 協力援助者との 続 柄 又 は 関 係 (年 月 日死亡)			
3 未支給の給付の種類 (年金たる給付のときは 年金証書の番号 第 号)			
4 未支給の給付の請求金額 円			
5 添付する書類その他の資料名 			
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

(注) ※印の欄には記入しないこと。

休業給付請求書

(表面)

		請求回数	第 回
(給付を実施する者の官職氏名)		請求年月日	年 月 日
殿		(請求者) 住 所 氏 名	
下記のとおり休業給付を請求します。			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)			
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日			
3 請求日数	年 月 日から のう 年 月 日まで		
4 請求金額の計算	(給付基礎額) (日数) 円 × $\frac{60}{100}$ × = 円		
5 休業給付請求金額		円	
※ 6 医 師 の 証 明	傷病名	現在の状態 年 月 日 ☐ 治癒 ☐ 死亡 ☐ 転医 ☐ 中止 ☐ 継続中	
	(請求日数のうち療養のため業務に従事することができなかったと認められる日数) 年 月 日から のう 年 月 日まで 上記のとおりであると認めます。		(業務に従事することができなかったと認められる理由)
	年 月 日 所在地 病院又は診療所の 名 称 医師氏名		
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日	※支払 年 月 日
		※決定金額 円	
		添付書類	枚

(裏面)

※ 7 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名				

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
2 該当する□に✓印を記入すること。
3 第2回以後の請求の場合における「3 請求日数」の欄の記入については、前回の請求後の分について記入すること。
4 第2回以後の請求の場合において給付基礎額に変更のない場合は、給付基礎額の内訳及び証明については省略してもよい。

給 付 決 定 通 知 書

通知年月日	年 月 日	通 知 番 号	第 号
(請求者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり給付を決定したので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) 印	
給 付 の 種 類	決 定 額	給 付 の 種 類	決 定 額
療 養 給 付	円	葬 祭 給 付	円
傷病給付年金	円	障害給付年金 差額一時金	円
障害給付年金	円	障害給付年金 前払一時金	円
障害給付一時金	円	遺族給付年金 前払一時金	円
介 護 給 付	円	未支給の給付	円
遺族給付年金	円	休 業 給 付	円
遺族給付一時金	円		
合 計		円	
備 考			

様式第 10 号の 2 (第 7 条関係)

傷 病 給 付 年 金 請 求 書

(表面)

		※年金証書の番号		第 号	
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり傷病給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日		年 月 日	
		(請求者) 住 所 氏 名			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日					
3 傷病等級 第 級			4 傷病等級該当年月日 年 月 日		
5 傷病の名称、部位及びその程度					
6 既存障害の部位及びその程度					
7 日常生活の状態					
8 傷病給付年金請求金額 (給付基礎額) (倍 数) 円 × = 円					
9 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日	
				※決定金額 円	

(裏面)

※ 10 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名				

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 傷病の名称、部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 この請求書には、傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

障 害 給 付 年 金 請 求 書

（表面）

		※年金証書の番号		第	号
（給付を実施する者の官職氏名） 殿 下記のとおり傷害給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日	年 月 日		
		（請求者） 住 所 氏 名			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日			3 治癒年月日 年 月 日		
4 障害等級			第 級		
5 障害の部位及びその程度					
6 既存障害とその程度					
7 障害給付年金請求金額 （給付基礎額） (倍 数) 円 × = 円					
8 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日	
				※決定金額 円	

(裏面)

※ 9 給 付 基 礎 額 の 証 明	給 付 基 礎 額			円	
	内 訳	基 準 額		円	
		扶養親族	配 偶 者		円
			子	人	円
			特定期間 にある子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名				

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
- 2 「5 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付する診断書の記載事項と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。
- 3 「6 既存障害とその程度」の欄には、新たに既存の障害の程度を加重した場合に記入するものとし、既存障害について障害給付を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 4 この請求書には、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第 12 号 (第 7 条関係)

遺 族 給 付 年 金 請 求 書

(表面)

		※年金証書の番号		第 号	
(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり遺族給付年金の支給の決定を請求します。		請求年月日		年 月 日	
		(請求者又は代表者) 住 所 氏 名 協力援助者との続柄			
1 協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)					
2 負傷又は発病の年月日 年 月 日			3 死亡年月日 年 月 日		
4 請求の事由	☐ 協力援助者の死亡 ☐ 先順位者の失権 ☐ 胎児であった子の出生 ☐ 先順位者の所在不明				
5 請求者及び遺族給付年金を受けられることができる遺族	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考
6 既に遺族給付年金を受けていた遺族	氏 名	生年月日	住 所	協力援助者との続柄	備 考

(裏面)

7 遺族給付年金請求年額の計算	(給付基礎額) × (倍数) × $\frac{1}{\text{(請求者の数)}}$ = 円				
8 遺族給付年金請求額	請求者が1人の場合又は代表者を選任しない場合		円		
	代表者を選任した場合		(7の請求金額) × (請求者の数) = 円		
9 添付する書類その他の資料名					
※10 給付基礎額の証明	給付基礎額			円	
	内 訳	基準額			円
		扶養親族	配偶者		円
			子	人	円
			特定期間にある子	人	円
			その他	人	円
	給付基礎額については、上記のとおり相違ないことを証明します。 年 月 日 官 職 氏 名				
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※決定金額 円	

- (注) 1 ※印の欄には記入しないこと。
 2 該当する□に✓印を記入すること。
 3 「5 請求者及び遺族給付年金を受けることができる遺族」の欄の備考には、その者が請求者であるときは㊦、その者が代表者であるときは㊧、その者が身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にある者であるときは㊨、その者が請求者と生計を同じくしているときは㊩と明記すること。

様式第 12 号の 2 （第 7 条の 2 関係）

年 金 受 給 金 融 機 関 届 出 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 傷病 障害給付年金を下記において受け取 遺族 りたいので届け出ます。	届出年月日	年 月 日
	※ 年金証書の番号	第 号
	(受給権者又は代表者) 住 所 氏 名	
(金融機関名) 銀行 本 店 支 店	所在地 ☐ 当座預金 口座名 ☐ 普通預金 口座番号	
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日		年 月 日

- (注) 1 金融機関を届け出る場合には、あらかじめ給付を実施する者に相談の上届け出ること。
- 2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

様式第 12 号の 3 （第 7 条の 2 関係）

年 金 受 給 金 融 機 関 変 更 届 出 書

(給付を実施する者の官職氏名) 傷病 障害給付年金をの受取を下記のとおり 遺族 変更したいので届け出ます。	届出年月日	年 月 日
	年金証書の番号	第 号
	(受給権者又は代表者) 住 所 氏 名	
変 更 前	変 更 後	
(金融機関名) 銀行 本 店	(金融機関名) 銀行 本 店 所在地 口座名 ☐ 当座預金 ☐ 普通預金 口座番号	
備 考		
※ 届 出 受 理 年 月 日	年 月 日	

- (注) 1 金融機関を変更する場合には、あらかじめ給付を実施する者に相談の上届け出ること。
- 2 届出者は、※印の欄は記入しないこと。

第		号
協力援助者		
年金証書		
受給権者の氏名		
受給権者の住所		
(年 月 日生)		
年金の種類	(第	級)
年金の額		円
支給開始年月	年	月
警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律（昭和 27 年法律第 245 号）の規定により上記のとおり支給します。		
年 月 日		
(給付を実施する者の官職氏名)		
印		

注 意 事 項

- 1 この証書は、警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律によって、傷病給付年金、障害給付年金又は遺族給付年金の支給を受ける権利を有することを証明する書類ですから大切に保管してください。
- 2 この給付は、毎年 2 月、4 月、6 月、8 月、10 月及び 12 月に、それぞれの前月までの分を支払います。
なお、損害賠償を受けた場合は、その限度で年金が支払われないことがあります。
- 3 次の場合に該当することとなったときは、速やかにその事実を証明する書類を添えてその旨を給付を実施する者に届け出てください。
 - (1) 氏名又は住所を変更した場合
 - (2) 傷病給付年金においては、その傷病等級に変更のあった場合
 - (3) 障害給付年金においては、その障害等級に変更のあった場合
 - (4) 遺族給付年金においては、次に掲げる場合
 - ア 年金の算定の基礎となる遺族の数に増減を生じた場合（子、孫又は兄弟姉妹が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日が終了したためこの年金を受けることができる遺族でなくなった場合を除く。）
 - イ 年金を受けることができる遺族が 55 歳未満の妻だけであるときは、身体若しくは精神に 7 級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態になった場合又はその状態でなくなった場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）
- 4 この給付を受ける権利は、譲り渡したり、担保に供したりすることはできません。
また、差押えを受けることもありません。
- 5 この証書を亡失したり損傷したりしたときは、給付を実施する者に再交付を請求してください。
また、年金の額の変更の場合を除き、証書の記載事項に変更を生じた場合は、新しい証書を交付しますので、必要な届出を行ってください。
なお、古い証書は廃棄してください。
- 6 あらかじめ給付を実施する者からその必要がないと通知された場合を除き、毎年 2 月 1 日から同月末日までの間に給付を実施する者に療養若しくは障害の現状又は遺族の現状に関する報告書を提出してください。
- 7 この年金を受ける権利を失った場合は、この証書を廃棄してください。年金を受ける権利を失う場合は、次のいずれかに該当した場合です。
 - (1) 傷病給付年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 病状が好転し、年金を受けられない程度の障害の状態になった場合（障害の状態については、給付を実施する者に相談してください。）
 - (2) 障害給付年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 障害が直り、又は年金を受けられない程度の障害に回復した場合（障害の程度については、給付を実施する者に相談してください。）
 - (3) 遺族給付年金の場合
 - ア 受給権者が死亡した場合
 - イ 受給権者が婚姻（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。）をした場合
 - ウ 直系血族又は直系姻族以外の者の養子（届出をしていないが、事実上養子縁組関係と同様の事情にある者を含む。）となった場合
 - エ 離縁によって死亡した協力援助者との親族関係が終了した場合
 - オ 受給権者が死亡した協力援助者の子、孫又は兄弟姉妹であるときは、その者が 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日が終了した場合（その者が協力援助者の死亡の時から引き続き身体若しくは精神に 7 級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあるときを除く。）
 - カ 身体若しくは精神に 7 級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態にあることにより、受給権者となっている者がその状態でなくなった場合
- 8 給付を実施する者への届出、提出、請求等は、次の担当部署宛てに行ってください。
(担当部署)
(所在地)
(電話番号)

様式第14号 (第8条関係)

年金証書再交付請求書

[illegible]

(注) 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 この請求書には、年金証書の亡失の理由を明らかにすることのできる書類を添付すること。

様式第 14 号の 2 （第 9 条関係）

傷 病 給 付 変 更 決 定 通 知 書

通知年月日	年 月 日	通 知 番 号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり傷病給付の変更の決定をしたので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) 印	
変 更 後		変 更 前	
傷病等級 第 級 傷病給付年金の額 円		傷病等級 第 級 傷病給付年金の額 円	
給付が変更になる年月 年 月			
備 考			

様式第 15 号 （第 9 条関係）

障 害 給 付 変 更 決 定 通 知 書

通知年月日	年 月 日	通 知 番 号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり障害給付の変更の決定をしたので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) 印	
変 更 後		変 更 前	
障害等級 第 級 障害給付年金の額 円 障害給付一時金の額 円		障害等級 第 級 障害給付年金の額 円 障害給付一時金の額 円	
給付が変更になる年月 年 月			
備 考			

様式第 15 号の 2 (第 9 条関係)

傷病給付変更請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり傷病給付の変更を請求します。	請求年月日	年	月	日
	年金証書の 番 号	第	号	
	(請求者) 住 所 氏 名			
1	現在受けている傷病給付年金の 傷病等級		第	級
2	現在受けている傷病給付年金の 支給が開始された年月		年	月
3	障害の程度に変更があつた年月日		年	月 日
4	傷病の名称、部位及びその状態			
5	変更後の傷病等級		第	級
6	添付する書類その他の資料名			
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※決定等級 第 級

(注) 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「4 傷病の名称、部位及びその状態」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。

3 この請求書には、傷病の程度に変更があつた時期の決定及び変更後の傷病等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第 16 号 (第 9 条関係)

障 害 給 付 変 更 請 求 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおり障害給付の変更を請求します。	請求年月日	年 月 日
	年金証書の 番 号	第 号
	(請求者) 住 所 氏 名	
1 現在受けている障害給付年金の 障害等級	第	級
2 現在受けている障害給付年金の 支給が開始された年月	年 月	
3 障害の程度に変更があつた年月日	年 月 日	
4 障害の部位及びその程度		
5 変更後の障害等級	第	級
6 添付する書類その他の資料名		
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※決定等級 第 級

(注) 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「4 障害の部位及びその程度」の欄の記入事項が添付された診断書と同じであるときは、「診断書のとおり」と記入すること。

3 この請求書には、傷病の程度に変更があった時期の決定及び変更後の障害等級の決定に必要な医師の診断書その他の書類及び資料を添付すること。

様式第 17 号 (第 10 条関係)

遺族給付年金変更決定通知書

通知年月日	年 月 日	通 知 番 号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり遺族給付年金の変更を 決定したので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) 印	
変 更 後		変 更 前	
遺族給付年金の額 円		遺族給付年金の額 円	
給付が変更になる年月 年 月			
備 考			

様式第 20 号 （第 12 条関係）

障 害 給 付 年 金 差 額 一 時 金 請 求 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の障害給付年金差額一時金を請求します。		請求年月日	年	月	日
		(請求者) 住 所 氏 名 協力援助者 との続柄			
1 協力援助者に関する事項	協力援助者 住 所 氏 名 (年 月 日生)		(死亡年月日) 年 月 日		
	(既存障害とその程度)		(死亡時の障害等級) 第 級		
2 障害給付年金差額一時金請求額の計算	受給権者の氏名	協力援助者との続柄	(給付基礎額) (倍数) 支給された年金及び前払一時金の額総計		
			(円 × — 円)		
			× — = 円		
			(受給権者の数)		
	障害給付年金が支給され (年金証書番号) 第 号 していた場合		(支給された年金額の合計) 円		
	障害給付年金前払一時金 (年金証書番号) が支給されていた場合 第 号		(支給された前払一時金の額) 円		
	総 計		円		
3 障害給付年金差額一時金の請求額		円			
4 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※支払 年 月 日	
				※決定金額 円	

(注) 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「(既存障害とその程度)」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給されたときは、その該当する障害等級を明記すること。

様式第 20 号の 2 （第 12 条関係）

障害給付年金前払一時金請求書

（給付を実施する者の官職氏名） 殿 下記の障害給付年金前払一時金を 請求します。		請求年月日 年 月 日	
		（請求者） 住 所 氏 名	
1 （障害等級） 第 級		2 （既存障害とその程度）	
3 請求者が選択する障害給付年金前 払一時金の額		☐ 障害給付年金前払一時金の限度額 ☐ 1,200 倍 ☐ 1,000 倍 ☐ 800 倍 給付基礎額の に相当する額 ☐ 600 倍 ☐ 400 倍 ☐ 200 倍	
4 障害給付年金前払一時金の請求額		(1) 限度額を選択した場合 円	
		(2) 限度額以外を選択した場合 （給付基礎額） 円 × 倍 = 円	
5 障害給付年金前払一時金の申出を 行った月までの期間に係る障害給付 年金の額の合計額		年 月分から 年 月分まで 円	
6 障害給付年金の支給決定に関する 通知を受けた年月日		年 月 日	
※受理 年 月 日	※決定 年 月 日	※支払 年 月 日	※決定金額 円

注 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「2 （既存障害とその程度）」の欄には、同一部位について障害の程度を加重した場合に記入するものとし、特に既存障害について障害給付を支給された場合には、その該当する障害等級を明記すること。

3 「3 請求者が選択する障害給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者が選択する□に✓印を記入すること。

4 「5 障害給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る障害給付年金の額の合計額」及び「6 障害給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、障害給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。

様式第 20 号の 3 （第 12 条関係）

遺族給付年金前払一時金請求書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の遺族給付年金前払一時金を請求します。		請求年月日 年 月 日	
		請求者（代表者） 住 所 氏 名 協力援助者との 続柄又は関係	
1 請求者（代表者）が選択する遺族給付年金前払一時金の額		☐ 1,000 倍 ☐ 800 倍 給付基礎額の ☐ 600 倍 に相当する額 ☐ 400 倍 ☐ 200 倍	
2 遺族給付年金前払一時金の請求額		(給付基礎額) 円 × 倍 × ——— = 円 (請求者の数)	
3 遺族給付年金前払一時金の請求額の合計額		(2 の請求額) (請求者の数) 円 × = 円	
4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額		年 月分から 年 月分まで 円	
5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日		年 月 日	
(代表者の氏名) を代表者として、遺族給付年金前払一時金の請求及び受領を委任します。			
請求者の同順位者	住	所	氏 名
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日	
		※支払 年 月 日	
		※決定金額 円	

注 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「1 請求者（代表者）が選択する遺族給付年金前払一時金の額」の欄については、請求者（代表者）が選択する□に✓印を記入すること。

3 「4 遺族給付年金前払一時金の申出を行った月までの期間に係る遺族給付年金の額の合計額」及び「5 遺族給付年金の支給決定に関する通知を受けた年月日」の欄には、遺族給付年金の最初の支払に先立って申し出る場合は記入しないこと。

様式第 21 号 （第 12 条関係）

遺族給付年金支給停止期間満了通知書

通知年月日	年 月 日	通 知 番 号	第 号
(給付を受ける者) 住 所 氏 名 殿 下記のとおり年金の支給停止期間 が満了したので通知します。		(給付を実施する者の官職氏名) 印	
停止期間満了の年月		年	月
年金の支給開始年月		年	月
備考			

様式第 22 号 (第 15 条関係)

遺族給付年金支給停止申請書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記の所在不明者に係る遺族給付年金の支給停止を申請します。		申請年月日		年 月 日	
		(申請者) 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 (年 月 日生) 所在不明者との続柄			
1 所在 不明 者	年金証書の番号		第 号		
	氏 名				
	最 後 の 住 所				
	所在不明となった年月日		年 月 日		
	所 在 不 明 の 事 由				
2 申 請 者 の 同 順 位 者	氏 名	住 所	年金証書の番号	所在不明者との続柄	
3 添付する書類その他の資料名					
※受理 年 月 日		※決定 年 月 日		※決定内容 年 月分から停止	

(注) 1 ※印の欄には記入しないこと。

2 「1 所在不明者」の年金証書の番号欄には、その番号が不明のときは記入する必要はない。

3 この申請書には、所在不明となった者の所在が1年以上明らかでないことを証明することのできる書類を添付すること。

様式第23号（第15条関係）

遺族給付年金支給停止解除申請書

（給付を実施する者の官職氏名） 殿 下記のとおり遺族給付年金の支給停止の解除を申請します。	申請年月日	年 月 日
	（申請者） 年金証書の番号 第 号 住 所 氏 名 （ 年 月 日生）	
支給停止となった年月 年 月		
※受理	※決定	※決定内容
年 月 日	年 月 日	年 月分から解除

（注） ※印の欄には記入しないこと。

様式第24号（第16条、第16条の2関係）

療 養 現 状 報 告 書
障 害

（表面）

（給付を実施する者の官職氏名） 殿 下記のとおり療養障害の現状を報告します。	報告年月日	年 月 日
	（報告者） 住 所 氏 名	
1 負傷又は発病年月日 年 月 日		
2 療養開始年月日 年 月 日		
3 傷病給付年金 支給開始年月 年 月 障害給付年金		
4 年金証書の番号 第 号		
5 傷病名又は障害等級		
6 傷病の経過又は身体障害の状況		
7 日常生活の概況		
8 添付する書類その他の資料名		

- （注） 1 報告者は、※印の欄には記入しないこと。
2 療養、障害についてはいずれかを○で囲むこと。
3 「7 日常生活の概況」の欄の記入に当たっては、最近1年間について記入すること。

(裏面)

※ 9 医 師 の 証 明	傷病又は身体障害の種類
	傷病の経過及び治療方法の概要
	傷病又は障害の現状
	今後の見込み
	上記のとおりであると認めます。 年 月 日 所 在 地 病院又は診療所の 名 称 医師氏名

遺 族 の 現 状 報 告 書

(給付を実施する者の官職氏名) 殿 下記のとおりに遺族の現状を報告します。				報告年月日	年 月 日	
				(報告者) 住 所 氏 名 年金証書の番号 第 号		
1 協力援助者の氏名 (年 月 日死亡)						
2 遺族給付年金受給資格者	氏 名	生 年 月 日	住 所	協 力 援 助 者 との続柄	障 害 の有無	報告者と生計を 同じくしている 事 実 の 有 無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
					有・無	有・無
3 添付する書類その他の資料名						

(注) 1 2の欄の障害とは、身体若しくは精神に7級以上の障害等級の障害に該当する程度の障害がある状態又は負傷若しくは疾病が治らないで、身体の機能若しくは精神に軽易な労務以外の労務に服することができない程度以上の故障がある状態をいう。

2 2の欄の有無いずれかを○で囲むこと。